

フリーランス・事業者間取引適正化等法 の概要



宮崎労働局
雇用環境・均等室

1 なぜフリーランス法ができたのか？

近年、働き方の多様化が進展し、
「フリーランス」という働き方の選択が普及



- ・ 「一方的に発注が取り消された」
- ・ 「報酬が期日までに支払われなかった」
- ・ 「ハラスメントを受けた」

などのトラブルが生じている実態がある。



**フリーランスが安定的に働くことができる
環境の整備が必要**

2 どんな取引が対象になるのか？



発注事業者

特定業務委託事業者

フリーランスに業務委託する事業者で従業員を使用するもの

業務委託



一般的な呼び方

本法上の呼び方

定義



フリーランス

特定受託事業者

業務委託の相手方である事業者で従業員を使用しないもの

※ 「業務委託」とは、事業者がその事業のために他の事業者へ、仕様や内容を指定して、物品の製造、情報成果物の作成又は役務の提供を委託すること。

※ 「従業員」には、「週20時間以上かつ31日以上」雇用される者が該当します。

2 対象にならない取引は？

業務委託ではなく、単なる商品の**販売行為**は対象外



→
委託ではない
売買



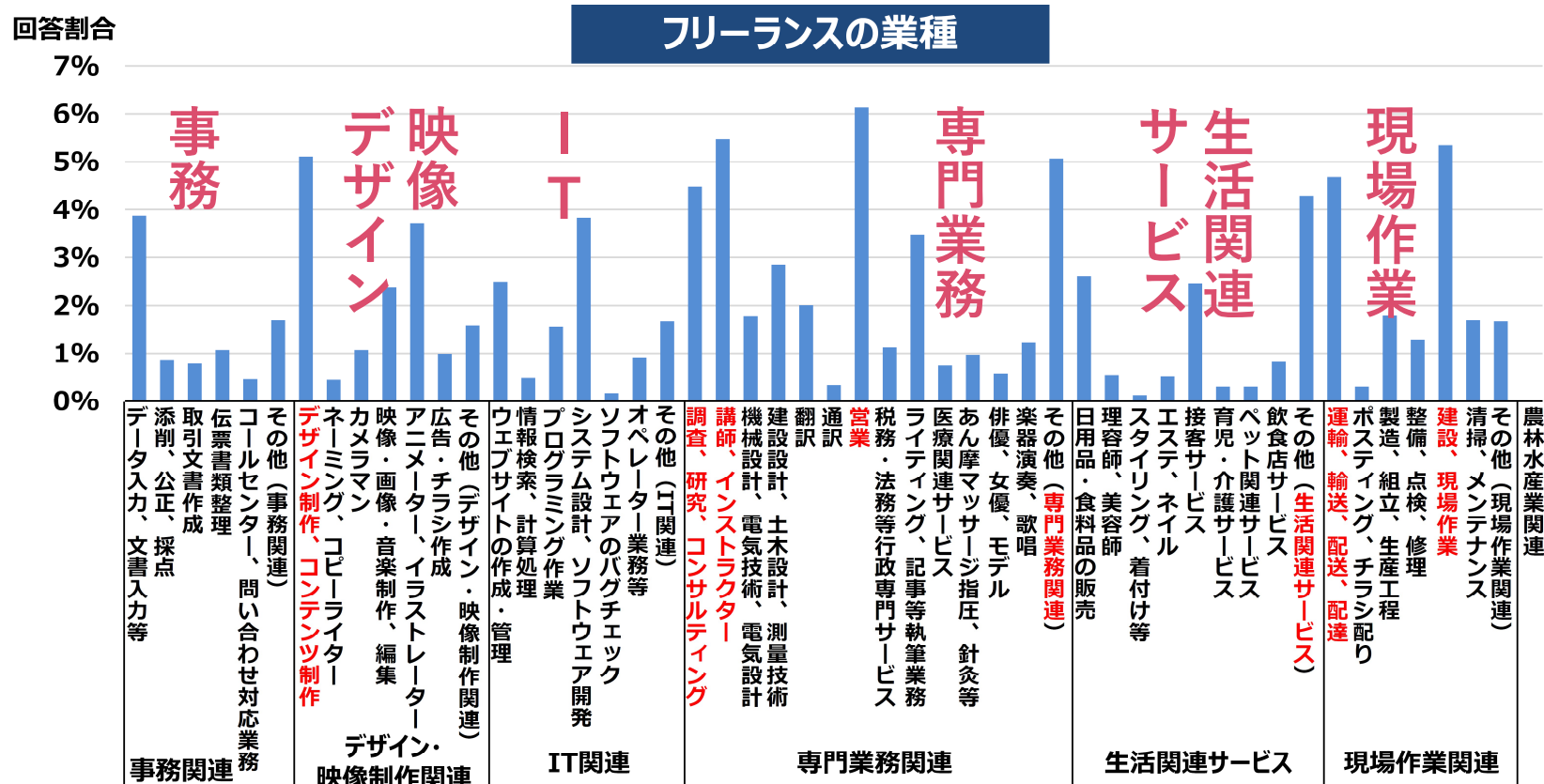
\ここがPoint /

形式的には業務委託契約を締結している者であっても、**実質的に労働基準法上の労働者**と判断される場合には、労働基準関係法令が適用され、**本法は適用されません。**

3 我が国のフリーランスの実態は？

多様な業種においてフリーランスが活躍しています。

日本のフリーランス人口は**462万人**（2020年、内閣官房）



(注) フリーランスは「実店舗はなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者（農林水産従事者は除く）」と定義。「あなたの具体的な仕事内容として最も近いものをお答えください。」（単一回答）という設問への回答を集計（回答数：7,188）。

(出所) フリーランスを対象に、2021年7月20日～8月20日にかけて内閣官房、公正取引委員会、厚生労働省及び中小企業庁が共同で実施したアンケート調査、内閣官房「フリーランス実態調査結果」を基に作成。

4 何のための法律？

フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

①フリーランスの方と発注事業者の間の **「取引の適正化」**

②フリーランスの方の **「就業環境の整備」**

を図ることを目的としています。

5 「取引の適正化」とは？

2つの義務と7つの禁止行為が適用されます。

◎**書面等による取引条件の明示（第3条）**（※発注事業者がフリーランスの場合も含む。）
フリーランスに対し業務委託をした場合は、直ちに、取引の条件を、書面または電磁的方法により明示しなければなりません。

◎**報酬支払期日の設定・期日内の支払い（第4条）**（※再委託の場合は例外あり）
発注事業者は、発注した給付を受領した日から起算して60日以内のできる限り短い期間内で、支払期日を定めて、その日までには報酬を支払わなければなりません。

◎**禁止事項（第5条）**（1か月以上の業務委託の場合）（※更新により1か月以上となる場合も含む）

- ① 受領拒否
- ② 報酬の減額
- ③ 返品
- ④ 買ったたき
- ⑤ 購入利用強制
- ⑥ 不当な経済上の利益の提供要請
- ⑦ 不当な給付内容の変更・やり直し

6 「就業環境の整備」とは？

4つの義務が適用されます。

◎**募集情報の的確表示（第12条）**（※多数（2人以上）に対し募集する場合に適用）
公告等により募集情報を提供するときは、虚偽や誤解を与える表示をしてはならず、正確かつ最新の内容に保たなければならない

◎**育児介護等と業務の両立に対する配慮（第13条）**
（6か月以上の業務委託の場合 ※更新により6か月以上となる場合も含む。）
育児介護等と両立して業務を行えるよう申出に応じて必要な配慮をしなければならない

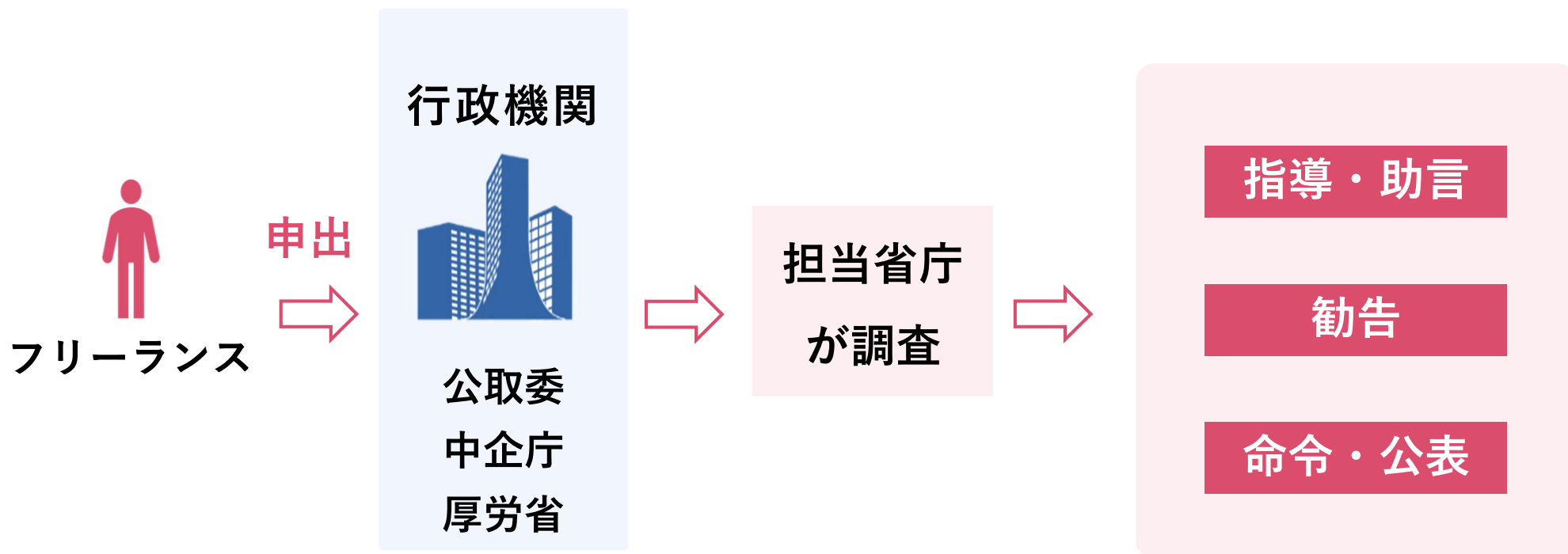
◎**ハラスメント対策に係る体制整備（第14条）**
「ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発」、「相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備」、「ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応」などの措置を講じること

◎**中途解除等の事前予告・理由開示（第16条）**
（6か月以上の業務委託の場合 ※更新により6か月以上となる場合も含む。）
業務委託の中途解除や更新しない場合は、

- ・原則として30日前までに予告しなければならないこと
- ・フリーランスから理由の開示請求があった場合には、理由を開示すること

7 違反行為を受けたらどうする？①

本法に違反すると思われる行為を受けたフリーランスは、
行政機関に申出が可能



勧告に従わない場合に、**命令・公表**を行います。

命令違反をした場合、**50万円以下の罰金**が科せられます。

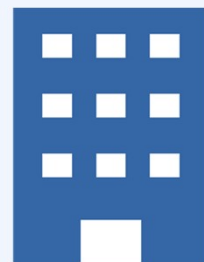
7 違反行為を受けたらどうする？②

フリーランス・トラブル110番への相談も可能



相談
➡

フリーランス
トラブル100番



相談者の
希望により

自らで交渉

和解あっせん

行政機関への
申出の支援

フリーランスと発注事業者等との取引上のトラブルについて、
フリーランスが弁護士に**ワンストップ**で**相談**できる窓口です。

8 詳しく知りたい場合は？①

内容によって、問い合わせ先が異なります。

取引の適正化

- ◎書面等による取引条件の明示
- ◎報酬支払期日の設定・期日内の支払い
- ◎禁止事項

公正取引委員会
中小企業庁

就業環境の整備

- ◎募集情報の的確表示
- ◎育児介護等と業務の両立に対する配慮
- ◎ハラスメント対策に係る体制整備
- ◎中途解除等の事前予告・理由開示

厚生労働省
宮崎労働局 雇用環境・均等室

8 詳しく知りたい場合は？②

詳しい**説明動画**・**最新情報**が掲載されています



公正取引委員会



中小企業庁



厚生労働省